

日本郵政株式会社法案参照条文目次

○	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
○	商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	1
○	刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	1
○	郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）	2
○	簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（抄）	2
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	2
○	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	7

。 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（一般の先取特権）

第三百六条 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

- 一 共益の費用
- 二 雇用関係
- 三 葬式の費用
- 四 日用品の供給

。 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百一十一条ノ二 他ノ株式会社ノ議決権ノ過半数又ハ他ノ有限会社ノ議決権ノ過半数ヲ有スル会社（以下親会社ト称ス

）ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式會社又ハ有限会社（以下子会社ト称ス）之ヲ取得スルコトヲ得ズ

一 株式交換、株式移転、会社ノ分割、合併又ハ他ノ会社ノ營業全部ノ譲受ニ因ルトキ

二 会社ノ權利ノ実行ニ當リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

（略）

他ノ株式會社ノ議決権ノ過半数ヲ親会社及子会社又ハ子會社ガ有スルトキハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ株式會社モ亦其ノ親會社ノ子會社ト看做ス他ノ有限會社ノ議決権ノ過半数ヲ親會社及子會社又ハ子會社ガ有スルトキ亦同ジ

第一項及前項ニ規定スル議決権ニハ第二百二十二條第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモト定メラレタル種類ノ株式及有限會社法第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス

第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百四十一條第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主ハ其ノ株式ニ付同條第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ、有限會社法第四十一條ニ於テ準用スル第二百四十一條第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員ハ其ノ持分ニ付有限會社法第三十九條第一項ノ規定ニ依ル議決権ヲ有スルモノト看做ス

。 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
四 第四百八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百四四条（詔書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百七十七条（公正証書原本不実記載等）、第五百八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪

○ 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四号）（抄）

第四条（施設の設置） 公社は、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けることができる。
（略）

○ 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（抄）

第一条 公社は、保険契約者、被保険者及び保険金受取人（以下「加入者」という。）の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2・3 （略）

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の七 （略）

十二の七の二 連結親法人 第四条の二（連結納税義務者）の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。
十二の七の三 四十八 （略）
（事業年度の意義）

第十三条 この法律において「事業年度」とは、営業年度その他これに準ずる期間（以下この章において「営業年度等」という。）で、法

令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に営業年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た営業年度等又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した営業年度等若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年をこえる場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2 法令及び定款等に営業年度等の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、営業年度等を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 内国法人 設立の日（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日）

二 外国法人 第四百一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百一条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第四百一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

3 前項の規定による届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その営業年度等を指定し、当該法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その人格のない社団等の営業年度等は、その年の一月一日（同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

（みなし事業年度）

第十四条 次の各号に規定する法人（第六号から第八号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第九号、第十四号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十三号にあつては同号に規定する連結法人とし、第十六号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一 内国法人である普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合（第十号に掲げる場合を除く。） その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

二 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合（第十一号に掲げる場合を除く。） その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

三 法人が事業年度の中途において当該法人を分割法人とする分割型分割を行った場合（第十二号に掲げる場合を除く。） その事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間及び分割型分割の日からその事業年度終了の日までの期間

四 第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号、第七号及び第十八号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が開始した場合（第六号に掲げる場合を除く。） その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

五 連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でない場合

(次号から第八号までに掲げる場合を除く。) その連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間

六 第四条の二に規定する他の内国法人との間に完全支配関係(同条に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。) がある第四条の二に規定する内国法人が第四条の三第六項(連結納税の承認の特例)の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した場合 連結申請特例年度(同条第六項に規定する連結申請特例年度をいう。以下この号及び第八号において同じ。) 開始の日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、その連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間(第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。)

七 第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該完全支配関係を有することとなった日(以下この号において「加入日」という。) の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間及び当該加入日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間(当該他の内国法人が第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。)

八 第四条の二に規定する他の内国法人が連結申請特例年度中途において同条に規定する内国法人(第四条の三第六項の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した法人に限る。) との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなった場合 当該完全支配関係を有することとなった日(以下この号において「加入日」という。) の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、当該加入日からその連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間(第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。)

九 連結子法人が連結事業年度中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合(次号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる場合を除く。) その連結事業年度開始の日からその有しなくなった日(以下この号において「離脱日」という。) の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十 連結子法人が連結事業年度中途において解散(合併による解散を除く。) をした場合 その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間、解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十一 連結子法人が連結事業年度中途において合併により解散した場合 その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

十二 連結法人が連結事業年度中途において当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合 その連結事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間及び分割型分割の日からその連結事業年度終了の日までの期間

十三 連結親法人と内国法人(普通法人又は協同組合等に限る。) との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたことにより、連結法人が連結事業年度中途において当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなった場合 その連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日(以下この号において「支配日」という。) の前日までの期間、当該支配日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十四 連結子法人の連結事業年度中途において連結親法人が解散(合併による解散を除く。) をした場合 その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間、解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十五 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併により解散した場合 その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間、合併の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十六 連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなつたことにより連結法人が当該連結親法人のみとなつた場合 その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間

十七 連結法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された場合 その取り消された日（以下この号において「取消日」という。）の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八 連結子法人が第四条の五第三項の承認を受けた場合 その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十九 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合 その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間
二十 内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のものが事業年度の中途において継続した場合 その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度終了の日までの期間

二十一 第四百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人がこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合を含む。） その事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十二 第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を開始し、又は当該事業を廃止した場合 その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度終了の日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了の日までの期間）

（連結事業年度の意義）

第十五条の二 この法律において「連結事業年度」とは、連結法人の連結親法人事業年度（当該連結法人に係る連結親法人の事業年度（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度）をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日からその終了の日までの期間とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる法人にあつてはこれらの号に定める期間（その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。）は連結事業年度に含まないものとし、第五号及び第六号に掲げる法人にあつては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）はこれらの号に定める期間とする。

一 連結親法人事業年度の中途において自己を分割法人とする分割型分割を行った連結法人 その連結親法人事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間

二 連結親法人事業年度の中途において第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承

認を取り消された連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間

三 連結親法人事業年度の中途において解散した連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日から解散の日（合併による解散の場合には、合併の日の前日）までの期間

四 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人（前二号に掲げる法人を除く。）その連結親法人事業年度開始の日からその有しなくなった日の前日までの期間

五 連結申請特例年度（第四条の三第六項（連結納税の承認の特例）に規定する連結申請特例年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の翌日から第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に自己を分割法人とする分割型分割を行った同条に規定する他の内国法人で第四条の三第六項の規定の適用を受けるもの（同条第九項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）その承認を受けた日の属する事業年度開始の日からその連結申請特例年度終了の日までの期間

六 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）を有することとなった同条に規定する他の内国法人（第四条の三第十一項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）当該完全支配関係を有することとなった日（同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に当該他の内国法人（連結申請特例年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなったものに限る。）が当該他の内国法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該内国法人がその承認を受けた日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日）からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

2 第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度（第四条の三第六項の規定の適用を受ける場合の連結申請特例年度を除く。）開始の日の一月前の日から当該開始の日以後一月を経過する日までの期間（その連結親法人事業年度が連結親法人の最初連結事業年度である場合には、その連結親法人事業年度開始の日から当該開始の日以後一月を経過する日までの期間）において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなり、かつ、当該他の内国法人の加入年度（当該完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度（第十四条第七号の規定の適用がないものとした場合における事業年度）をいう。以下この条において同じ。）終了の日が当該期間内にある場合には、前項の規定にかかわらず、当該他の内国法人の最初連結事業年度は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の前日となつている場合 当該他の内国法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度開始の前日（当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日の前日である場合には、その連結親法人事業年度終了の日）までの期間

二 当該他の内国法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日以後となつている場合 当該他の内国法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

3 前項の規定は、同項に規定する連結親法人が、同項に規定する他の内国法人の加入年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに前項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 （略）

2（略）

7 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする。

8（略）

（連結事業年度における寄附金の損金不算入）

第八十一条の六（略）

2（略）

6 第三十七条第七項から第十項までの規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「書類を保存している」とあるのは、「書類を同項各号に規定する寄附金の額を支出した各連結法人において保存している」と読み替えるものとする。

7（略）

。 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（募集事項の決定）

第百九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）

二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）

又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2（略）

（募集事項の決定）

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に依じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）を定めなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2 5 （略）

（議決権の数）

第三百八条 株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

（特別清算事件の管轄）

第八百七十九条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次項において同じ。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条において「親法人」という。）について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「特別清算事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

2 前項に規定する株式会社又は親法人及び同項に規定する株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

3 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。

4 （略）